四　［略］

五　役員が法第八十五条の十二第一項第四号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号イ及びロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）

六　［略］

七　紛争解決委員（銀行法第五十二条の六十四第一項に規定する紛争解決委員をいう。第百七十条の二の二十七第二項第三号において同じ。）の候補者並びに紛争解決等業務に関する知識及び経験を有する役員及び職員（以下この号及び次号並びに第百七十条の二の二十九において「役員等」という。）の確保の状況並びに当該役員等の配置の状況を記載した書面

八　役員等が、暴力団員等（銀行法第五十二条の六十九に規定する暴力団員等をいう。第百七十条の二の二十九第一項第二号において同じ。）でないことを当該役員等が誓約する書面

九　［略］

（手続実施基本契約の内容）

第百七十条の二の二十二　銀行法第五十二条の六十七第二項第十一号に規定する内閣府令で定める事項は、指定紛争解決機関（法第八十五条の四第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。次条から第百七十条の二の二十五まで及び第百七十条の二の二十七から第百七十条の二の三十までにおいて同じ。）は、当事者である加入金庫（法第八十五条の十三第四号に規定する加入金庫をいう。以下同じ。）の顧客の申出があるときは、紛争解決手続における和解で定められた義務の履行状況を調査し、当該加入金庫に対して、その義務の履行を勧告することができることとする。

第百七十条の二の二十三　［略］

第百七十条の二の二十四　［略］

四　［同上］

五　役員が法第八十五条の四第一項第四号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号イ及びロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）

六　［同上］

七　紛争解決委員（銀行法第五十二条の六十四第一項に規定する紛争解決委員をいう。第百七十条の二の八第二項第三号において同じ。）の候補者並びに紛争解決等業務に関する知識及び経験を有する役員及び職員（以下この号及び次号並びに第百七十条の二の十において「役員等」という。）の確保の状況並びに当該役員等の配置の状況を記載した書面

八　役員等が、暴力団員等（銀行法第五十二条の六十九に規定する暴力団員等をいう。第百七十条の二の十第一項第二号において同じ。）でないことを当該役員等が誓約する書面

九　［同上］

（手続実施基本契約の内容）

第百七十条の二の三　銀行法第五十二条の六十七第二項第十一号に規定する内閣府令で定める事項は、指定紛争解決機関（法第八十五条の四第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。次条から第百七十条の二の六まで及び第百七十条の二の八から第百七十条の二の十一までにおいて同じ。）は、当事者である加入金庫（法第八十五条の五第四号に規定する加入金庫をいう。以下同じ。）の顧客の申出があるときは、紛争解決手続における和解で定められた義務の履行状況を調査し、当該加入金庫に対して、その義務の履行を勧告することができることとする。

第百七十条の二の四　［同上］

第百七十条の二の五　［同上］

（苦情処理手続に関する記録の記載事項等）

第百七十条の二の十五　銀行法第五十二条の七十一の規定により、指定紛争解決機関は、その実施した苦情処理手続に関し、次に掲げる事項を記載した記録を作成しなければならない。

一　加入金庫の顧客が金庫業務関連苦情（法第八十五条の十二第二項に規定する金庫業務関連苦情をいう。次条第三項第三号において同じ。）の解決の申立てをした年月日及びその内容

［二～四　略］

2　［略］

（紛争解決委員の利害関係等）

第百七十条の二の十六　銀行法第五十二条の七十三第三項に規定する同条第一項の申立てに係る銀行法第五十二条の六十五第二項に規定する当事者（以下この項において単に「当事者」という。）と利害関係を有する者とは、次に掲げる者のいずれかに該当する者とする。

［一～三　略］

四　当該申立てに係る金庫業務関連紛争（法第八十五条の十二第二項に規定する金庫業務関連紛争をいう。次条において同じ。）について当事者の代理人若しくは補佐人又はこれらであつた者

五　［略］

［2・3　略］

第百七十条の二の十七　［略］

第百七十条の二の十八　［略］

第百七十条の二の十九　［略］

（紛争解決等業務に関する報告書の提出）

第百七十条の二の三十　銀行法第五十二条の八十第一項の規定による指定紛争解決機関が作成すべき紛争解決等業務に関する報告書は、別紙様式第二十四号により作成し、事業年度経過後三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

［2～5　略］

（苦情処理手続に関する記録の記載事項等）

第百七十条の二の六　［同上］

一　加入金庫の顧客が金庫業務関連苦情（法第八十五条の四第二項に規定する金庫業務関連苦情をいう。次条第三項第三号において同じ。）の解決の申立てをした年月日及びその内容

［二～四　同上］

2　［同上］

（紛争解決委員の利害関係等）

第百七十条の二の七　［同上］

［一～三　同上］

四　当該申立てに係る金庫業務関連紛争（法第八十五条の四第二項に規定する金庫業務関連紛争をいう。次条において同じ。）について当事者の代理人若しくは補佐人又はこれらであつた者

五　［同上］

［2・3　同上］

第百七十条の二の八　［同上］

第百七十条の二の九　［同上］

第百七十条の二の十　［同上］

（紛争解決等業務に関する報告書の提出）

第百七十条の二の十一　銀行法第五十二条の八十第一項の規定による指定紛争解決機関が作成すべき紛争解決等業務に関する報告書は、別紙様式第二十号により作成し、事業年度経過後三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

［2～5　同上］